

平成28年 No.41

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則
の制定について

改正理由

副学長の職務分担等の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

副学長の職務分担の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則
を次のように制定する。

平成28年10月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の
一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）
の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担等の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第1-2（第3条第1項） 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲				別表第1-2（第3条第1項） 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲			
会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲	会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲
〔省略〕				〔省略〕			
出納役	経理課長	<u>総務を所掌する副学長</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。	出納役	経理課長	<u>副学長（総務・国際担当）</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。
資金前渡役	経理課長	<u>総務を所掌する副学長</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。	資金前渡役	経理課長	<u>副学長（総務・国際担当）</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
附 則 <u>この規則は、平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>							